

一般社団法人 日本歯科麻酔学会

登録医制度施行細則

- 第1条 日本歯科麻酔学会登録医制度規則の施行にあたって、同規則に定められている事項以外は、次の各項の規則にしたがうものとする。
- 第2条 登録医制度規則第2章第4条にある学会が開催する学術集会、研修会、学会認定関連団体は次の各項を含む。
1. 日本歯科麻酔学会学術集会
 2. 日本歯科麻酔学会リフレッシュャーコース
 3. 日本歯科麻酔学会バイタルサインセミナー
 4. 学会認定関連団体（北海道臨床歯科麻酔学会、東日本歯科麻酔学会、関東臨床歯科麻酔懇話会、中部歯科麻酔研究会、関西歯科麻酔研究会、中国・四国歯科麻酔研究会、九州歯科麻酔シンポジウム）
- 第3条 登録医の認定を受けるためには、本細則第2条に記載された学術集会および研修会に関する参加証を提出しなければならない。
- 第4条 登録医制度規則第2章第4条にある救急蘇生法の講習会は、米国心臓協会、日本救急医学会、あるいは各医療機関等のいずれかが実施する実習参加型の講習会であるものとし、その受講修了証（複写）を申請書類に添えて提出しなければならない。
- 第5条 登録医審査委員会は、登録医制度規則第8条の規定により登録医の更新を受けようとするもの（更新申請者）に対し資格審査を行う。
- 第6条 更新申請者は、別表に定めるところにより算出した申請書の取得にかかわる単位数が30単位以上であることの証明書を学会に提出しなければならない。
- 第7条 学会は、日本歯科麻酔学会登録医制度規則第8条の規定にかかわらず、病気その他やむを得ない理由があると認めるものについては、第8条の規定する期間を7年とすることができる。更新期限の延長を希望する者は、本学会所定の様式により、診断書等その根拠となる書類の写しを添えて本学会登録医審査委員会宛に更新期限までに申請するものとする。
- 第8条 登録医認定申請料 20,000 円、登録料 30,000 円および更新審査料 10,000 円とする。

第9条 本細則を変更する場合は、登録医審査委員会において決定し、理事会の承認を必要とする。

日本歯科麻酔学会登録医制度施行細則別表

区分	種別	単位		
学会出席	総会・学術集会	10単位		
	リフレッシュコース	10単位		
	学会認定関連団体	5単位		
	国際関連学会	IFDAS, IADR, FADAS	10単位	
		ASA, IARS	5単位	
		その他、麻酔関連の国際学会	5単位	
	関連学会 (医科麻酔)	日本麻酔科学会・日本臨床麻酔学会	5単位	
		日本ペインクリニック学会	5単位	
		その他、医科領域の麻酔関連学会	3単位	
	関連学会 (歯科)	日本口腔外科学会・日本口腔科学会	2単位	
日本障害者歯科学会				
日本老年歯科医学会				
日本有病者歯科医療学会、その他関連学会				
学会発表	日本歯科麻酔学会学術集会	オーラル、ポスター	筆頭 共同	10単位
		学術講演 他		
	学会認定関連団体	オーラル、ポスター	筆頭 共同	5単位
		学術講演 他		
	国際関連学会	オーラル、ポスター	筆頭 共同	5単位
		学術講演 他		
	関連学会 (医科麻酔)	オーラル、ポスター	筆頭 共同	3単位
		学術講演 他		
	関連学会 (歯科麻酔に関わる演題)	オーラル、ポスター	筆頭 共同	2単位
		学術講演 他		
	リフレッシュコース		2単位	
論文発表	日本歯科麻酔学会雑誌 Anesthesia Progress	原 著	筆頭 共同	10単位
		その他	筆頭 共同	
	国際関連学会雑誌 (麻酔に関連する内容)	原 著	筆頭 共同	10単位
		その他	筆頭 共同	
	関連学会学会誌 (医科麻酔)	原 著	筆頭 共同	3単位
		その他	筆頭 共同	
	関連学会学会誌 (歯科麻酔に関連する内容)	原 著	筆頭 共同	3単位
		その他	筆頭 共同	
		麻酔関連著書		3単位
	救急蘇生講習会	AHA-BLS ヘルスケアプロバイダーコース	受講・修了	
指導(インストラクター)				2単位
AHA-ACLSコース プロバイダーコース		受講・修了		3単位
		指導(インストラクター)		2単位
日本救急医学会もしくは各種医療機関等が実施 する実習参加型講習会		受講・修了		3単位
	指導(インストラクター)		2単位	
その他	バイタルサインセミナー		5単位	
	全身管理に関する講習会で審査委員会が認めるもの		5単位	

*学術集会における教育講座は、全身管理に関する講習会で審査委員会が認めるものに含まれる。

*登録医資格を更新するものは、登録医制度施行細則第6条に関わる研修単位30単位のうち、日本歯科麻酔学会総会・学術集会への出席による単位修得が10単位以上、必要である。

*一つの学術集会で一般演題を複数発表した場合、発表数に関わらず算定される単位は一演題分とする。同時に学術講演・シンポジウム等で発表した場合は相当単位の加算を認める。

*発表者(共同発表者も含む)が学術集会を欠席した場合、発表単位のみが認められる。

*学会認定関連団体とは、下記の7団体のことを指す。

〈北海道〉北海道臨床歯科麻酔学会、〈東北〉東日本歯科麻酔学会、〈関東〉関東臨床歯科麻酔懇話会、〈中部〉中部歯科麻酔研究会、〈関西〉関西歯科麻酔研究会、〈中国・四国〉中国・四国歯科麻酔研究会、〈九州〉九州歯科麻酔シンポジウム